

組織強化・会員増強特別委員会に関する規程

一般社団法人粉体工学会

（目 的）

1. この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）における組織強化・会員増強特別委員会に関する必要な事項を定めるものである。

（組織強化・会員増強特別委員会の役割）

2. 組織強化・会員増強特別委員会（以下、委員会という）は、時限的な委員会として設置し、本会の組織強化ならびに会員増強に関する企画を行い、本会の他の委員会と連携し、組織強化と会員増強を図ることを目的とする。

（組織強化・会員増強特別委員長および組織強化・会員増強特別委員の選任）

3. 組織強化・会員増強特別委員長（以下、委員長という）は、会長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
4. 委員長は会員の中から若干名の組織強化・会員増強特別委員を推薦し、理事会の承認を得る。また、企画の必要に応じて、委員長は臨時委員を選出することができる。臨時委員に関しては、選出後、理事会に報告する。

（組織強化・会員増強特別委員会の運営）

5. 委員長は委員会を招集、運営するものとする。
6. 委員会における審議の結果は理事会に報告するものとする。

（その他）

7. 委員会は総会に向けて年間活動報告書の作成と提出を行うものとする。

（附 則）

この規程は、理事会の承認を得て、2025年4月1日から発効する。

（付 記）

2025年3月29日 制定（理事会承認）